

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 4 年 4 月 1 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山川 とも子

上越市監査委員 大島 洋 一

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 文化振興課、用地管財課、財産運用室、直江津学びの交流館
- 3 監査の着眼点 使用料等の収入事務等は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
建物総合損害共済や自動車損害共済に係る業務は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和 4 年 2 月 1 日～令和 4 年 3 月 29 日
- 7 監査の結果 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。
 - (1) 指摘事項 なし
 - (2) 注意事項 13 件
 - ① 契約事務に関する事 3 件
 - ② 検収事務に関する事 4 件
 - ③ 支出事務に関する事 2 件
 - ④ 事務執行に関する事 1 件
 - ⑤ 備品管理に関する事 1 件
 - ⑥ 文書管理に関する事 1 件
 - ⑦ 文書規定に基づかない処理 1 件
 - (3) 要望事項 2 件
 - ① 建物総合損害共済の解約手続きについて
 - ② 共済保険の解約手続きの遅延について